

令和 7 年度 第 3 回 守山市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

【日 時】 令和 7 年 11 月 4 日 (火) 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

【場 所】 守山市役所 34 会議室

【出席委員】 今井委員、澤田委員、石田委員、大谷委員、川嶋委員、太田委員、大井委員、鈴木委員、奥村委員、川崎委員、杉田委員
以上 11 名委員

【欠席委員】 杉江委員、富川委員、美濃部委員

【事 務 局】 長谷川部長、森口次長、武田課長、中井係長、大隅主幹、小濱主任
美濃部事務員

(関係課職員) 坪内商工観光課課長、岡田学校教育課長、小寺地域総合センター所長

【傍 聴 者】 1 名

【会議内容】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 案件
パブリックコメントの結果報告について
第 4 次人権尊重のまちづくり総合推進計画最終案について
- 4 閉 会

発言者	議事内容
	1 開 会 2 あいさつ (副市長、会長)

発言者	議事内容
事務局	3 案件 パブリックコメントの結果報告について 第4次人権尊重のまちづくり総合推進計画最終案について <事務局概要説明>
会長	事務局からの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願ひしたい。
委員	資料1の6番号1の市の考え方では「困難な問題を抱える女性への支援の促進」と記されているが、計画（案）18ページでは「困難な問題を抱える女性への支援の推進」となっており、「促進」と「推進」のどちらが正しいのか。
事務局	「推進」が正しいので訂正させていただく。
委員	同じところで「○女性に対するあらゆる暴力推進」とあるが「暴力防止の推進」が正しいのではないか。
事務局	基本的な誤りであり申し訳ありません。
会長	他に意見がなければ番号1について追加・修正をすることによろしいか。 (意見なく承認された。)
会長	番号2のパートナーシップの啓発については、計画本文を改めずに事業の実施にあたり参考とするという市の考え方でよろしいか。 (意見なく承認された。)
会長	番号3ゲノム情報について、1つ目に（遺伝情報）を付けることでよろしいか。 (意見なく承認された。)
会長	パブリックコメントで提出された意見についての質疑はこれで終わるが、計画最終案について各委員から意見があればお願ひしたい。
委員	資料3の22ページ、障害者の人権（1）現状と課題について、最後の段落で「障害への正しい理解と認識よりを深めるため必要があります。」となっており意味が通じない。また、「2025年（令和7年）10月（予定）」の（予定）を消してはどうか。

事務局	再度確認して修正する。
委員	<p>資料3の9ページの人権に対する意識についてのグラフにおいて、「③自分の権利を主張して他人の迷惑を考えない人が増えている」との回答が令和元年に比べて増加している。私は数年前に自治会長をしていたが、これに該当する事例があった。また、他の自治会では、自治会に入らない人から自分の権利を強く主張して市の考えを一切聞かない方がいて困ったという話を聞いた。</p> <p>今後の調査ではこの回答の数値がもっと増えるのではないかと懸念している。</p>
委員	<p>資料3の23ページ（2）施策の方向について、担当課がほとんど障害福祉課となっている。縦割だけではなく横断的な施策を含めて市全体で取り組むものではないのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり複合的な取組を行っており、ケース会議や個別の案件等でも関連しあって施策を推進している。担当課については主に所管する課を記載している。</p>
委員	<p>私は地域福祉推進の協議会にも出席しているが、そこでは虐待防止などが含まれる。そのような関係は表記されないのである。</p>
事務局	<p>地域福祉計画は、福祉の総合計画として社会福祉協議会と連携しながら健康福祉政策課が所管している。</p>
会長	<p>全体的には総合行政の中で取り組まれており、担当課は窓口として、その課を中心にして解決に向けた働きをしているという理解をさせていただきたい。</p>
委員	<p>資料2の計画推進の目標値で「差別を許さない意識」が令和元年度78.3%が令和6年度86.1%と増加しているにもかかわらず、「人権研修会に参加したことがある人の割合」は43.7%から26.7%に減少している。自治会では、市から依頼を受けて年2回人権学習会を開催して人権意識を高めるために努力している。参加人数が増えずいろいろなアイデアを出しながら行っているがなかなか難しいところがある。でもこの数値からみると、研修会に参加しなくても人権意識は高まっているということを事務局はどのように捉えているのか。</p>
事務局	<p>人権研修会の参加について令和元年度と令和6年度の間で減少しているのはコロナ禍で実際に自治会等での研修会が開催できなかつ</p>

	たことを受けて回答されたことによる。一方で、差別を許さない意識が高まってきた背景としてこれまで声に出して言えなかつたことが実際の声として出せるようになってきたこと、例えばハラスメントやアンコンシャスバイアスなどについて認知が広がり、人権についての気づきが増えたことが考えられる。
委員	人権侵害への見方や意識が鋭くなっていることに対して自治会は従来の方法で人権学習会を続けていいってよいのか。新しいトレンドや要素を取り入れるほうがよいのか。そのあたりを検討していただきたい。
事務局	新たなやり方や手法も出てきており、どのようなものが適しているか、委員のみなさんからのご意見を伺い研究していきたい。
委員	自治会と人権擁護委員・人権擁護推進員との関わりが乏しい。接点を持って人権学習会を開催したり、人権の取組を行うような機会は非常に少ない。前回の説明では各地域に人権のリーダーを作りたいという構想があったように思う。そのようなことを踏まえながら今申したことに対する目を向けていただければと思う。
会長	私は人権擁護委員を務めているが、人権擁護委員と人権擁護推進員は学区のまなびあい部会に所属している。その中で私がまなびあい部会に入るとき、その会合において、人権擁護委員はこのような役割で活動しているという話をしている。また、学区で人権標語の募集など、主に人権啓発にかかわっている。ほかに人権相談と人権救済の仕事がある。学区においては人権啓発の働きが大きいので、委員からの意見を受け止め、人権擁護委員として積極的に関わっていきたい。
委員	本年4月に滋賀県こども基本条例が施行されたが、今後、市の施策にもこの条例がつながっていくと思うので、資料3の47ページ滋賀県の動きのところに条例施行を入れておいてはどうか。
事務局	記載する。
委員	資料3の31ページ、性的指向・性自認等（2）施策の方向子どもに対する教育の充実について、担当課が学校教育課のみになっているが、幼い頃からの環境づくりも大切であるので幼保支援室を加えるべきではないか。
事務局	施策の方向と併せて原課と調整する。

会長	計画の最終案について各委員から意見をいただいたが、限られた時間内であったので、今後委員から新たな意見があった場合はいつまでが限度になるのか。
事務局	11月7日まで対応可能である。
会長	新たな意見があった場合は事務局と相談しながら進めさせていただく。
会長	案件(1)(2)はこれで終了し、その他として今後の審議会の進め方など各委員から忌憚のない意見をいただきたい。
委員	人権の計画はすべての人を対象にしているのであらゆることを網羅していくことは無理である。その中で人権という軸を考えたときに、これは入れるべきかそうではないのかという判断が必要である。
委員	人権相談を受ける立場からみると、高齢者、特に単身の方をどう支えていくか、高齢化が進む中で課題である。
委員	外国人の人権に関連して、全国では外国人の住民割合が10%を超える自治体が増えてきている。守山市ではどれくらいか。
事務局	守山市では1.5%くらいである。
委員	外国人労働者など外国人の割合は今後増えていくと思う。外国人の人権について先々のことを考えたものにしておく必要がある。
委員	企業の方ではいろいろ教えていただきながら取組を進めている。地域では福祉協力員が見守る体制をとっていただいている。今後ともいろいろとご指導をお願いしたい。
委員	人権の施策を考えるとき、当事者にとってどうなのかが重要であり、この審議会で当事者自身として意見を述べさせていただいたことはよかったです。
委員	現在、守山市在住の外国人ではベトナム人が一番多いので、守山市から出されるアンケートなどにはベトナム語を入れてほしい。
委員	私は老人クラブ会長をしているが、市民の22.6%、約1万9千人の高齢者がいる。将来は全国で3,500万人、約30%になると予想されており、高齢者の増加は社会問題になってくる。10年後、25年後を見通して高齢者的人権について考える必要がある。

委員	<p>私は保護司を務めているが、子どもに関して成育歴が大切である。「こどもまんなか社会」と言われている中、子どもの権利はとても重要であり、子どもの心が満たされないと成長に悪影響を及ぼす。福祉の捉え方として「『ふ』つうに『く』らせる『し』あわせ」がある。子どもの中には「自分はこのような状態で普通なんだろうか」と悩んでいたり、他と自分の境遇は違うことをあとで気づいて傷ついたりすることがある。このようなことを念頭において、子どもの権利を大人がどのようにしたら守れるのかを考えることが必要と思う。</p>
委員	<p>今回の計画では人権について細かなところまでよく考えられていると思う。学校での教育活動の進め方にかかわって参考となるところが多くあったので学校でも広めていきたい。また、学校での人権教育ではこれまで行っていたことを受け継ぎながら新しい手法を試していくことも大事だと思う。実効性のある取組をしていかないと何も変わっていかないと思う。</p> <p>最終的に差別のない世の中を作るために教育を行うことが目指すところであり、それは市全体の取組でも言えることである。私たち委員は審議会で貴重な意見を聞かせていただきしており、それをする限り各所属で広めていくことが必要であると思う。</p>
副会長	<p>この審議会の中で委員のみなさんから数多くの意見をいただいたが、いずれも重要な意見でありとても感心している。私としても自治会の人権学習会には必ず出席していろいろ学びたいと思っている。</p>
会長	<p>審議会で出された意見の中で各課担当事項については事務局から担当課に伝えてもらっているが、進捗状況の確認や中間報告で具体的な取組についての確認を行うために可能なら年1回は全ての課長に出席していただきたい。その中で、各課長が自分の業務で人権がどのようにかかわっているのかを捉えていただき、総合行政としての取組を図ってもらいたい。</p> <p>また、本日の審議会で出された人権擁護委員と学区自治会の関わりについても考えていきたい。人権擁護委員の主な役割として人権啓発・人権相談・人権救済があり、自治会との関わりとしては人権啓発が一番大きい。資料3、計画（案）の11ページに人権擁護関係委員等との連携の充実が挙げられている。学校園で人権教室を実施していることなどを含めて人権擁護委員の活動をアピールしていくことが必要である。</p>

会長	本日の審議会で出された貴重な意見を計画（案）に反映していただければ大変ありがたい。より良い計画にしていただくようお願いする。
	4　閉会